

旭ス第161号
令和2年6月23日

学校施設スポーツ開放事業利用者の皆様

観光スポーツ交流部
施設・合宿担当課長

学校施設スポーツ開放事業における施設利用の再開について（依頼）

日頃から市政の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校施設スポーツ開放事業につきましては、令和2年6月30日まで休止としているところですが、社会・経済の活動が再開し、また、6月1日から学校が再開している状況等を踏まえ、本市教育委員会とも協議した結果、学校施設スポーツ開放事業を令和2年7月1日から再開することと致しました。

再開に当たりましては、現在も学校では消毒などの感染防止対策が継続して行われている事等を踏まえ、利用に関する注意事項を作成しましたので、内容を御確認いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、各開放校の状況によっては開放ができない日程もありますので、御了承ください。
不明な点がございましたら、スポーツ課または各学校開放主事補に御連絡ください。

- 1 学校施設スポーツ開放事業再開日
令和2年7月1日（水）

2 配布文書

- (1) 学校施設スポーツ開放事業再開における注意事項
- (2) 学校施設スポーツ開放事業利用同意書
- (3) 消毒チェックリスト
- (4) 校舎等の消毒について

(担当)

観光スポーツ交流部スポーツ課
山田，大淵
電話：23-1944

令和2年6月23日

学校施設スポーツ開放事業の再開における注意事項

利用団体の皆様におかれましては、これまでも利用条件を遵守し利用いただいているところでありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、新たに以下の点について御協力をお願い致します。

1 利用同意書の提出について

- ・代表者（当日参加者）は、利用同意書（別紙1）の記載事項を当日参加者に周知・確認し記載の上、管理指導員に提出してください。

2 使用後の消毒について

- ・チェックリスト（別紙2）に基づき、作業をお願いします。
- ・現在も学校での消毒作業が行われているところであり、生徒・児童が利用することを留意の上、利用後の消毒についてお願いするところでもあります。
- ・消毒用品については、各団体で御用意をお願いします。校舎等の消毒についての注意事項が記載された北海道教育委員会教育長通知を添付しますので、参考にしてください。

（特に次亜塩素酸ナトリウム消毒液については、手指消毒に使用しない・作成時に他の洗剤と混ぜない等の注意が必要です。）

観光スポーツ交流部スポーツ課
電話：0166-23-1944

消毒チェックリスト

	項目(学校毎に追加)	チェック	備考
1	体育館扉のドアノブ(取手)	<input type="checkbox"/>	
2	電気のスイッチ	<input type="checkbox"/>	
3	手すり	<input type="checkbox"/>	
4	水道の蛇口	<input type="checkbox"/>	
5	トイレ(ドアノブ)	<input type="checkbox"/>	
6	用具庫のドアノブ(取手)	<input type="checkbox"/>	
7	施設の備品で使用した用具(例:支柱等)	<input type="checkbox"/>	使用時のみ
8	器具庫のドアノブ(取手)	<input type="checkbox"/>	
9	開放玄関のドアノブ(取手)	<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	

令和 年 月 日

団体名	代表者氏名
-----	-------

※代表者氏名は、当日参加している方の中から記入してください。

※消毒作業終了後、管理指導員に提出して下さい。

※管理指導員が消毒作業に立ち会う場合がありますので、指示に従ってください。

※消毒作業に協力いただけない場合、利用を中止する場合があります。

なお、消毒作業につきましても活動時間内において実施してください。

校舎等の消毒について

□ 消毒用エタノール（アルコール消毒薬）を使用する場合 □

<基本的な考え方>

○ アルコール清拭による高頻度接触面や物品の消毒を励行する。

（具体例）

- ・ 消毒場所：手すり、ドアノブ、電気のスイッチ、水道の蛇口
※ よく手の触れる場所を念入りに行う。
※ 作業人数が多い場合などは、壁など広い範囲の消毒を行う。
- ・ 消毒方法：アルコール消毒薬を浸したペーパータオルや使い捨て布で拭き取る。
※ 室内での噴霧は健康被害につながるため行わない。

□ 次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合 □

アルコール消毒薬がない場合は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系消毒薬 例：ハイターやブリーチ等）も有効です。

ただし、アルコール消毒薬とは違い、取扱いに注意が必要ですので、注意事項をよくお読みください。

一次亜塩素酸消毒液の使い方

消毒液は、用途に合った濃度のものを用います。塩素系消毒薬を希釈して作りますが、家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも代用できます。

濃度	0.5% (5000ppm) ~0.05% (500ppm)	
用途	教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）	
希釈方法	2ℓ作るとき (濃度約0.06%)	原液 25ml（漂白剤のキャップ1杯）を2ℓの水で希釈

※市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウム濃度約5%）を用いる場合

—使用時の注意事項—

- ① 製品の「使用上の注意」を必ず確認してから使用してください。
- ② 手荒れの原因になるので、手指消毒には使用しないでください。
- ③ 十分に換気をしながら消毒してください。
- ④ 他の洗剤と混ぜないでください。（酸性洗剤と混合すると有毒な塩素ガスが発生します。）
- ⑤ 金属腐食性があるため、**消毒後は、水拭きしてください。**
- ⑥ 希釈した消毒液はなるべく早く使用するようにしましょう。
- ⑦ 保管する場合は、誤って飲むことが無いように消毒液であることを明記して、冷暗所、もしくは遮光性のある容器で保管してください。

◆消毒をする場合には、手袋とマスクを着用してください。